

学校法人会計について

1. 学校法人会計とは

学校法人は、それぞれの学校の理念に基づいた教育を行い、社会に有為な人材を育成する役割、また研究活動を行うことにより、その成果を社会に還元していく役割を担っており、その事業目的において公共性が高く、企業のように営利を追求するものではありません。そのため、企業会計とは異なる独自の会計形態をとっており、これを学校法人会計といいます。

企業会計の目的は、収益と費用からその経営成績を知ることにあります。学校法人会計の目的は、計算書類により財務の面から教育研究活動が円滑に遂行されたか否かを知ることにあります。

2. 作成する計算書類について

学校法人会計基準に定められている計算書類は、「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」の3つの計算書類とそれぞれの附属書類および明細書を作成することが義務付けられています。また、国または地方公共団体から経常費補助金の交付を受けている学校法人は私立学校振興助成法の定めにより、これらの書類の作成と公認会計士または監査法人による監査を受け、所轄庁に届け出ることが義務付けられています。

(ア) 資金収支計算書

当該会計年度の学園諸活動に対応するすべての収支の内容を明らかにし、当該会計年度における支払資金の顛末を表すものです。

(イ) 事業活動収支計算書

当該会計年度の事業活動収入（学校法人の負債とならない収入）から当該会計年度において消費する資産の取得額と用益の対価に基づいて計算された事業活動支出を対比し、その内容及び均衡状態を明らかにするものです。

平成27年度計算書より「経常的な収支（経常収支差額）」「臨時的な収支（特別収支差額）」とに区分するとともに経常的な収支を「教育活動に係る収支（教育活動収支差額）」「教育活動以外に係る収支（教育活動外収支差額）」とに分けて表示することになりました。

(ウ) 貸借対照表

年度末における学校法人の財政状況を表した計算書類です。

資産と負債・純資産の状態を表示するものであり、学校法人の財政状態の健全性、必要資産の保有状況を表すものです。

学校法人会計計算書類の主な用語

資金収支・事業活動収支計算書に共通の科目

- **学生生徒等納付金**
授業料、施設費、入学金などの学生・生徒から納入されるもので収入のうち最も大きな割合を占めます。
- **手数料**
入学検定料や証明書発行手数料などです。
- **補助金**
国や地方公共団体などから交付される補助金です。
- **人件費**
専任教職員、非常勤教職員などに支給する給与、退職金などです。
- **教育研究経費**
教育・研究活動や学生・生徒の学習支援に支出する経費です。
- **管理経費**
総務・人事・経理業務や学生生徒募集活動など、教育研究活動以外の活動に支出する経費です。

資金収支計算書にだけみられる科目

- **前受金収入**
翌年度分の授業料・施設費などが問う年度に納入された収入です。
- **資金収支調整勘定**
資金の実際の収支を、当年度の諸活動に対応する収支に修正する取引に用いる勘定のことをいい、「資金収入調整勘定」と「資金支出調整勘定」があります。
「資金収入調整勘定」
期末未収入金・・・当年度中に収受すべき収入のうち、入金が翌年度以降になるもの
前期末前受金・・・当年度に収受すべき収入のうち、前年度までに入金済のもの
「資金支出調整勘定」
期末未払金・・・当年度中に支払うべき支出のうち、翌年度以降に支払うもの
前期末前払金・・・当年度中に支払うべき支出のうち、前年度までに支払済のもの
- **施設関係支出**
土地、建物、構築物等に係る支出をいいます。
- **設備関係支出**
教育研究用機器備品、その他の機器備品、図書、車両などの支出をいいます。

事業活動収支計算書にだけ見られる科目

• 事業活動収入

学生生徒等納付金、手数料、寄付金、補助金など学校法人に帰属する、負債とならない収入です。よって借入金や翌年度に入学する学生生徒の入学金、授業料などの前受金は含みません。

• 事業活動支出

人件費、教育研究経費、管理経費、借入金利息などの支出です。

建物、備品などの資産価値の減少額である減価償却額を含んでいます。

• 経常収支差額（教育活動収支差額、教育活動外収支差額）、特別収支差額

事業活動収入と事業活動支出の収支を「経常的な収支（経常収支差額）」「臨時的な収支（特別収支差額）」とに区分するとともに経常的な収支を「教育活動に係る収支（教育活動収支差額）」「教育活動以外に係る収支（教育活動外収支差額）」とに分けて計算書表示をしています。

• 基本金組入前当年度収支差額

事業活動収入から事業活動支出を差引いた差額です。

当該年度の学校法人における収支状況を表し、プラス数値がよいとされますが、学校法人である以上、収入超過であっても、それは利潤ではなく基本金組入、施設設備等の取得や借入金の返済、将来の施設設備更新のための引当特定資産の充実等に充てられるべきものです。逆にマイナスの場合は、自己資金が留保できていないことを表し、基本金を組入れる前に支出超過という財政上好ましくない状況となります。

• 基本金組入額

基本金を組入れた金額である。基本金とは、学校法人が諸活動の計画に基づき、教育研究の維持・充実に必要な資産を継続的に保持するため必要な資産を概念的に表したものである。学校法人の機能を維持するために必要不可欠な資産を自己資金による基本金として確保することで、安定的かつ永続的に経営していくことを目指していることとなります。

• 当年度収支差額

基本金組入前当年度収支差額から基本金組入額を差し引いた差額です。

その累計となるものが、「翌年度繰越収支差額」となります。